

広報 じんけん

～ 出会い 気づき 発見 ～

人権擁護都市宣言のまち 川西市

12月4日から10日は人権週間です

お互いの人権を尊重し、人権文化豊かな川西市を築きましょう!

※「人権文化」とは、「人ひとりひとりが人権尊重の態度を習慣として身に着け、仕事や日常生活において実践的に行っていること」を指し、前記の通り「人権文化」は、社会のありようを指す言葉です。

昭和23年(1948年)12月10日、第3回国連総会で初めて人権の保障を国際的にうたった「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、12月10日を「人権デー」と定めました。

日本では、この日を最終日とする、毎年12月4日～10日を「人権週間」として位置づけ、全国各地で人権に関する啓発活動を行っています。

川西市では、この広報誌をはじめ、「人権週間映画会」や「人権作文コンテスト」、「人権フォトコンテスト」などを実施しています。

この人権週間を機に、「人ひとりひとりの人権を尊重することの大切さ」を考え合います。

「人権週間」とは、

川西市では、人権文化豊かなまちをめざし、社会における様々な人権課題の解決に向けて、人権施策(人権啓発教育事業等)を推進しています。

その中で、特に近年の人権課題としては、インターネットでの人権を侵害する様々な差別的な書き込みの問題や、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)問題、セクシュアルマイノリティ(LGBT)問題、などがあります。

また、国内の人権に係る法律的な動向としては、平成28年4月からは「障害者差別解消法」が、同じく6月から「ヘイトスピーチ解消法」が、同じく12月から「部落差別解消法」が、続いて施行されました。市では、これらの法律についても、市民の皆さまへ周知するとともに人権啓発活動をすすめてまいります。

第8回

人権フォト

コンテスト in かわにし

入賞作品紹介

テーマ「気づき」

優秀賞

「夏の縁側」

滝井 綾子さん(出在家町)

夏休みに曾祖母の家の縁側で
楽しそうにスイカをほうばる様子を後ろのほうから
そっと気づかれないように見守る曾祖母



佳作

「みんなで自転車」

滝井 正典さん(出在家町)

みんなで練習すると楽しみながら…、
気づけば、3人とも、
すぐに上手に乗れるようになっていました。

※今年度は、最優秀賞作品はありませんでした。

人権週間映画会

入場無料

[と き] 12月7日(木)
[と ころ] みつなかホール
[定 員] 各480人

- 〈1回目〉 10:15～12:00
… 奇跡の教室 受け継ぐ者たちへ
- 〈2回目〉 13:00～15:07
… 彼らが本気で編むときは、
- 〈3回目〉 15:30～17:15
… 奇跡の教室 受け継ぐ者たちへ
- 〈4回目〉 18:00～20:07
… 彼らが本気で編むときは、

※当日先着順
入れ替えなし

彼らが本気で編むときは、

(ハリアフリー 字幕付) 2017年 日本 127分

一優しさに満ちたトランスジェンダーの女性リンコ(生田斗真)と、彼女の心の美しさに惹かれ、すべてを受け入れる恋人のマキオ(桐谷健太)。そんな「カップル」の前に現れた、愛を知らない孤独な少女トモ。桜の季節に出会った3人が、それぞれの幸せを見つけるまでの心温まる60日。一



奇跡の教室 受け継ぐ者たちへ

(日本語吹替え 字幕付) 2014年 フランス 105分

一貧困層が暮らすパリ郊外のとある高校。学校から見放された多民族クラスと、ベテラン教師アンヌ。そこで、「アウシュピッツ」という難しいテーマに正対しながら「人間の尊厳の授業」が始まる。一 実話を元にした奇跡のストーリー。



★人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設します。

無料

- ◆日時 / 12月6日(水) 午後1時～4時
- ◆予約優先
- ◆場所 / 市役所202会議室

- ◆日常生活での不当な差別や人権侵害などの相談をお受けします。秘密は守られます。
- ◆問合せ / 人権推進室 ☎072-740-1150



★12月10日～16日は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

クイズ

次の空欄(○の中)を埋めてください。

- 12月4日から10日は、○○週間です。
- 今年度の人権作文コンテストの最優秀賞の作品名は?
「それでも僕は○○○○」
- 「非核○○都市宣言」のまち川西市

※クイズ正解者には、図書カード(1,000円分)を5人に差しあげます。(正解者多数の場合は抽選。図書カードの発送をもって発表にかえさせていただきます。)

【応募方法】ハガキにクイズの①答え、②今回の広報じんけんに興味のあった記事と感想、③住所、④名前、⑤年齢、⑥電話番号を記入し、下記にて先まで

【あて先】〒666-8501 川西市人権推進室「クイズ」係
【締切】12月11日(月)消印有効

Cinema

平和大使 ヒロシマ日記

川西市では、平和都市宣言の趣旨に則り、市民平和推進事業として、平成16年度から毎年「折り鶴平和大使」事業を実施しています。

今年度の折り鶴平和大使に選ばれたのは、市立川西中学校3年生の荒木太朗さんと京都府立大学3年生の奥本彩花さんです。

2人の大使は、8月6日に広島市で開催されました平和記念式典に市民の代表として参列するとともに、市民が平和への願いを込めて折ったリンドウ色の折り鶴を平和公園の「原爆の子の像」に捧げられました。



市民から寄せられた折り鶴



保育所の子どもたちからもたくさんの折り鶴が

8月2日(水)

壮行式

- 市長さんから手渡された千羽鶴。そこには川西市民の皆さんの平和への思い、そして、その折りが込められている重みがありました。その圧力と存在感にあらためて折り鶴平和大使としての責任感を感じました。(荒木)
- 壮行式では、今年5月に祖父を亡くし、その遺品整理を母としていた時、幼い頃に祖父が、戦時中の特に過酷な環境下に置かれた志願兵時代の話をもつりつとどこか寂しそうで悲哀に満ちた横顔でよく私に話してくれたことをふと思い起こし、この機会にあらためて戦争の悲惨さを再認識したいと今回の折り鶴平和大使に応募した動機について市長さんに話しました。(奥本)



大塩市長から、折り鶴を託される2人

8月5日(土)

広島到着

- 川西市民が平和への折りが込められた折り鶴を広島に捧げました。全国各地から寄せられたたくさんの折り鶴を見て、平和の輪の広がりを感じました。平和記念資料館の見学では、使われた原子爆弾についての詳細から、戦後世界がどのように動いたかに至るまでたくさんの資料が展示されていました。被爆者の方による証言ビデオなどもあり、いかにこの事実を風化させずに後世に「教訓」として伝えていか、考えさせられました。(荒木)
- 川西市の市花でもあるリンドウ色の千羽鶴を奉納する時、市民の平和への想いと重みを両手に感じながら、「あなたの悲しみに寄り添う」というリンドウの花言葉を広島に残せたのではないかと感じました。折り鶴奉納後、平和記念資料館と原爆死没者追悼平和祈念館を見学しました。平和記念資料館については、10年程前と比べて展示物の残酷さと過激さが削がれているように感じました。その時の被爆再現人形などのおどろおどろしさは、とてもインパクトの強いものでした。そう遠くない将来、被爆体験者がいなくなった時、語り継いだとしても、どうしても原爆の悲惨さは薄れていってしまう。ならば、視覚から得られる情報で補いつつ、その情報が悲惨であればあるほど原爆の恐ろしさは後世の人々にも伝えられると思いました。(奥本)



折り鶴奉納



原爆ドーム前



原爆の子の像

8月6日(日)

平和記念式典

● 早朝から数多くの人々が平和記念式典に参列するために来られていました。また外国からも約100か国の代表者も参列されていました。しかし、核保有国の人たちの参加が少なく、この取り組みをより広げる必要性も感じました。

式典の中では、核兵器の使用を批判するとともに核兵器廃絶を訴える広島市長の「平和宣言」に平和への折りの強さを肌で感じることができました。(荒木)

● 初めて参加した平和記念式典は、早朝から荘厳な雰囲気にもまれていました。私はこの式典に参列することで、被爆者やその関係者の犠牲の上で、現在の平和は成り立っていることを再認識させられるとともに、平和の尊さについて一層考えさせられました。

昨年5月には、この地に米国大統領として初めてオバマ大統領が訪れ、平和を広め、核兵器のない世界を追求する勇気を共にもとうという言葉を残しました。しかし、現在、「核なき世界」の実現の礎となる国連で採択された核兵器禁止条約については、唯一の被爆国である日本を含め、核保有国であるアメリカ、イギリス、フランスなどが批准しなかったため、その実効性が課題となっています。このことは残念でしかありません。(奥本)



式典会場にて

「広島城見学」

● 式典終了後、広島城の見学に行きました。広島城の外堀の傍らにはいくつかの被爆樹木がありました。それは原爆の放射能の影響により異なるねじれがありました。この姿がまさしく放射能のむごさが伝わるものだと思います。(荒木)

● 8月6日の広島城は特別でした。私は学校で歴史を専攻しているのですが、歴史的知識は、ある程度はもっていましたが、原爆による城が受けた被害が、どれくらい甚大であったかまでは考えたことはありませんでした。当日、炎天下の中でボランティアで説明している人によると、原爆投下後、75年間は草木も生えないと言われていたそうです。しかし、全国各地から植物が贈られてきたことによって、現在では緑豊かな広島市になっていったとのこと。原爆は、人間だけではなく、あらゆるものに被害を及ぼしてしまう、その恐ろしさを改めて感じました。(奥本)



広島城内にて、ボランティアの説明を聞く



広島城内にて、ボランティアの説明を聞く

● 今回、折り鶴平和大使として、広島を訪れ、実際に体験したことを周囲の人々には是非、伝えていきたいと思っています。そして、それにより、平和を求める人が人でも増えるのなら有意義があることだと思います。唯一、伝えることが今の僕にできることだと考えています。そして、この折り鶴平和大使に巡り合えたこと、この川西市に生きていることを心から誇りに思えました。ありがとうございました。(奥本)

◆折り鶴平和大使になって◆

● 祖父が生きていたら、きっと私が折り鶴平和大使に選ばれたことを我がごとのように喜んでくれたと思います。しかし、祖父が生きていたら多分、応募はしなかったと思います。折り鶴平和大使に選ばれたのは、祖父からの最後の贈り物だったと思います。



原爆死没者慰霊碑

● 今回の貴重な経験を通して、戦争の悲惨さと平和の尊さを再認識することができました。このような機会をいただくことも、貢献させていただき感謝いたします。(奥本)

非核平和都市宣言

世界中の人々が等しく平和な暮らしを営むことは、人類共通の願いです。それにもかかわらず、地球上の全生命を滅ぼしてもなお余るほどの核兵器が蓄積され、世界の平和に深刻な脅威を与えています。わが国は世界で最初の核被爆国として、核兵器と戦争の恐ろしさを全世界に訴え、その惨禍を絶対に繰り返させてはなりません。私たちは祖先から受け継いできた猪名川の清流、豊かな緑、そして人類共通の財産である青く美しい地球を永遠に守り続けるためにも、核兵器をつくらず・持たず・持ち込ませずの「非核三原則」を遵守するとともに、恐るべき核兵器の廃絶を願い、人と人が憎しみあい傷つけあうことのない世界の創造を求めて、ここに市民の総意のもと、川西市を「非核平和都市」とすることを宣言します。平成元年(1989年)7月14日 川西市



川西市の平和祈念像「アノメシ」

『障害者差別解消法』～「心のバリア」をなくしましょう～

路上で困っている障がいのある人を見かけたとき、「なにかお困りですか」と声をかけ、手助けをしたことは、きっとだれでも一度はあるでしょう。でも、残念ながら障がいのある人の入店拒否や障がい者に対する偏見など差別と
思われることがまだまだたくさん起きています。

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつかっていくには、障がいのある人に対する「心のバリア」をなくすことが重要です。

そこで、平成28年4月1日に「障害者差別解消法」（正式名「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が施行されました。

- 差別の解消のために**
- 行政機関や民間事業者は、障がいを理由とする差別的取り扱いや権利侵害が禁止されています。「不当な差別的取り扱いの禁止」
 - 施設や制度などで障がいのある人が利用しにくいもの「社会的障壁」をとりのぞくための合理的配慮の提供が求められます。「合理的配慮の提供」
 - 国や地方公共団体は、差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことなどがこの法律で定められています。

★社会的障壁…障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などさまざまなものことです。


★対象となる障がい者…障がいのあるすべての人。身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がい等。

「不当な差別的取り扱いの禁止」とは？

「不当な差別的取り扱い」とは、障がいがあるということで、正当な理由もなくサービスなどの提供を拒否したり、制限や条件をつけたりすることをいいます。

【具体例】

- 車いすを利用していることを理由に、レストラン等への入店を断った。
- 障がいがあることを理由に、アパートなどの部屋を貸さなかった。



「合理的配慮の提供」とは？

障がいのある人が何らかの配慮をしてほしいと伝えた場合、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

【具体例】

- 車いすの人が手動の扉を開けられないとき、手助けする。
- 耳が不自由な人のために、筆談器や簡易な白板などを用意しておく。

★合理的配慮の具体例は、内閣府のホームページに掲載されていますので、参考してください。

障がい者差別に関する相談窓口

兵庫県障害者差別解消相談センター 電話／078-362-3356
平日10時～16時（12時～13時及び年末年始を除く）

第30回 川西市人権教育研究大会のご案内

●日時／平成30年2月14日(水)9:50～16:00 分科会 ●場所／中央公民館 他
●内容／午前▶記念講演「しあわせ・ふれあい・人権」 午後▶分科会での研究討議
講師 有正 省三さん(前兵庫県人権教育研究協議会会長)

【主催】川西市人権教育協議会 **【後援】**川西市・川西市教育委員会 **【問合せ】**人権推進室へ

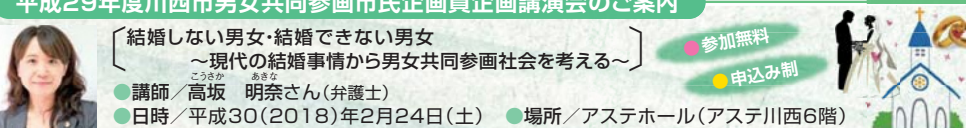
参加無料 自由にご参加ください

平成29年度川西市男女共同参画市民企画員企画講演会のご案内

「結婚しない男女・結婚できない男女
～現代の結婚事情から男女共同参画社会を考える～」

●講師／高坂 明奈さん(弁護士)
●日時／平成30(2018)年2月24日(土) ●場所／アステホール(アステ川西6階)


参加無料 申込み制



毎月第3金曜日は、川西市の人権デーです！

川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

総合センターでは、差別のない“ふるさとかわにし”を実現するために、豊かな人権文化を築くための交流事業の推進、同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題の啓発、人権意識の高いところ豊かな子どもたちの育成、貸館事業による人権活動団体・子育て支援団体への支援などを行っています。社会福祉法に基づく「隣保館」と児童福祉法に基づく「児童館」の複合施設になっています。 ■住所:日高町1-2 電話 758-8398



「部落差別解消法」って、どんな法律？ PART 2

今回は、2016年(平成28年)12月に公布・施行された「部落差別解消法」について、一人でも多くの市民の方々に、なぜこの法律ができたのか、どんな法律なのかということを知っていただきたいと思います。

第1条 「現在もなお部落差別が存在する」

同条では、この法律により、部落差別は「現在もある」と改めて公式に示されました。(※国民の中には、もう部落差別など存在しないという論調も見受けられました)この法律が施行されたことで、ようやく部落問題に関する法的空白が解消されました。

第2条 「部落差別のない社会を実現することを目的とする」

同条では、これまでにあった同和問題(部落差別)に関する法律(1969年～2002年)は、「同和地区における経済力の培養、住民の生活及び福祉の向上等に寄与することを目的とする」など、自立支援や環境改善などが主な施策(目的)でしたが、今回の法律は、部落問題(差別)の解決そのものを目的にすることを初めて明記しました。

第3条 「部落差別の解消に関する施策を講ずる」

同条では、これまでの同和問題(部落差別)に関する法律は「同和対策事業」を実施するための行政責任を定めていましたが、今回は、「部落差別解消のための施策の実施」を国および地方公共団体の責務としました。

第4条 「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る」

同条では、現在の人権擁護委員制度の限界を認め、今回は人権侵害救済制度の確立の一步になる相談体制の充実を打ち出しました。

第5条 「国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」

同条では、これまでにあった同和問題(部落差別)に関する法律が終了した後、部落問題(同和)学習などを含め、人々の関心は低調になっていましたが、今後は同和地区などの有無にかかわらず、部落差別を解消するための教育・啓発の実施を明記しました。

第6条 「部落差別の実態に係る調査を行うものとする」

同条では、部落差別解消のための諸施策を今後実施していくうえで、その必要資料としての実態調査の実施を明記しました。

総合センターでは、各種相談事業も行っています。

- 生活人権相談** (※原則、相談員がお受けします。) ☎ 毎週/月・火・水・木曜日の午前9時～午後5時
 - 保健相談** (※保健師がお受けします。) ☎ 毎月/第1水曜日の午後1時30分～3時
 - セクマイ相談・学習会** (※当事者の方がお受けします。) ☎ 毎月/第4木曜日の午後1時30分～4時
—セクシュアル・マイノリティ(性的少数者。性同一性障がい、同性愛などの人々)の人権相談・学習会です。(※当事者でない方も相談・参加できます。) — ☎ 【問合せ】 ☎758-8398
- お気軽にネ!
- 